大阪家庭裁判所地方裁判所判事補兼大阪簡易裁判所判事　井上　善樹
静岡家庭裁判所判事補に補する
静岡家庭裁判所富士支部勤務を命ずる
兼ねて静岡地方裁判所判事補に補する
静岡地方裁判所富士支部勤務を命ずる
富士簡易裁判所判事に補する
京都地方裁判所判事補兼京都家庭裁判所判事補・京都簡易裁判所判事　高嶋　諒
横浜地方裁判所判事補に補する
兼ねて横浜家庭裁判所判事補に補する
横浜簡易裁判所判事に補する
奈良地方裁判所判事補兼奈良家庭裁判所判事補・奈良簡易裁判所判事　岡野　慎也
横浜家庭裁判所判事補に補する
兼ねて横浜地方裁判所判事補に補する
横浜簡易裁判所判事に補する
福岡家庭裁判所判事補兼福岡地方裁判所判事補・福岡簡易裁判所判事　益留　龍也
東京家庭裁判所判事補に補する
東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる
兼ねて東京地方裁判所判事補に補する
東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる
立川簡易裁判所判事に補する（以上七月一日）
大阪高等裁判所判事　五十嵐常之
奈良地方裁判所判事に補する
奈良地方裁判所葛城支部勤務を命ずる
奈良家庭裁判所葛城支部勤務を命ずる
兼ねて奈良家庭裁判所葛城支部勤務を命ずる
奈良家庭裁判所葛城支部長を命ずる
簡易裁判所判事　五十嵐常之
葛城簡易裁判所判事に補する
葛城簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　住田　知也
岡山家庭裁判所判事補に補する
兼ねて岡山地方裁判所判事補に補する
岡山簡易裁判所判事に補する（以上七月一日）

皇室事項

認証官任命式

七月四日午後三時二十五分、宮中において、特命全権大使林芳正、同松富重夫、同越川和彦、同岡村善文、同香川剛廣、同牛尾滋及び同志野光子の認証官任命式が行われた。

納采の儀

典子女王殿下と千家国麿との御結婚につき、七月四日午前十時、高円宮邸において、納采の儀を行われた。

公告

諸事項

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年７月８日

日本橋税務署長　折木　榮一

届出した者　エターナル・ファンディング・コーポレーション

事務所等の名称　エターナル・ファンディング・コーポレーション

事務所等の所在地　東京都中央区八重洲一丁目２番１号

責任者の氏名　内山隆太郎

証明書の有効期限　平成29年７月12日

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年７月８日

小石川税務署　竹繁　昌雄

届出した者　シーエスシージャパン，リミテッド

事務所等の名称　シーエスシージャパン，リミテッド

事務所等の所在地　東京都文京区後楽二丁目３番21号住友不動産飯田橋ビル

責任者の氏名　神谷　　政

証明書の有効期限　平成27年４月21日

迫川上流土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の３の規定に基づき、宮城県及び岩手県の区域の一部を地区とし、宮城県栗原市に事務所を有する迫川上流土地改良区から申請のあった定款変更については、平成26年６月23日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成26年７月８日

東北農政局長　佐々木康雄

公示送達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第56条において準用する同法第42条第３項の規定により、次のとおり公示する。

平成26年７月８日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　送達を受けるべき者の住所及び氏名
大阪府大阪市中央区玉造２―17―10
多賀　眞央

２　公示事項　上記の者が平成14年１月22日付けで提起した再審査請求の裁決書の謄本は、送付できなかったことから、行政不服審査法第42条第２項ただし書の規定により公示の方法によって送達する。当該謄本は、国土交通省住宅局建築指導課建築業務監理室にて保管し、いつでも再審査請求人に交付する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第３９６号
岡山市東区東平島1580番地17
申立人　村松　京子
本籍福岡県八女市本町１番地22、最後の住所岡山県津山市一方140番地　津山積善病院、死亡の場所岡山県津山市、死亡年月日平成26年２月19日、出生の場所福岡県柳川市、出生年月日昭和４年５月９日、職業無職
被相続人　亡　松﨑　光子
岡山県津山市山北696番地２
相続財産管理人　政広　雄造
岡山家庭裁判所津山支部

平成２６年（家）第２０１号
愛媛県松山市南堀端町１番地
申立人　株式会社伊予銀行
本籍愛媛県松山市柳井町１丁目13番地15、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所愛媛県松山市、死亡年月日推定平成26年３月12日、出生の場所愛媛県松山市、出生年月日昭和10年３月19日、職業自営業
被相続人　亡　田中　愛子
事務所愛媛県松山市愛光町７番３号　第七みのりハイツ愛光203号
相続財産管理人　司法書士　箭内　知浩
松山家庭裁判所

平成２６年（家）第８００１９号
佐賀県佐賀市栄町２番１号
申立人　佐賀県農業協同組合
本籍佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬1204番地１、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所佐賀県佐賀市、死亡年月日平成25年７月25日、出生の場所佐賀県佐賀郡高木瀬村、出生年月日昭和23年５月４日、職業農業
被相続人　亡　金﨑　孝博
佐賀県佐賀市兵庫南４丁目14番３号
相続財産管理人　松瀬　寿和
佐賀家庭裁判所

平成２６年（家）第８００３号
佐賀県嬉野市嬉野町大字不動山甲509番地
申立人　森　　豊
本籍佐賀県嬉野市嬉野町大字下野甲28番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所佐賀県嬉野市、死亡年月日平成26年３月１日から９日までの間、出生の場所佐賀県藤津郡嬉野町、出生年月日昭和37年２月27日、職業無職
被相続人　亡　森　　弘平
佐賀県武雄市武雄町大字永島16598番地１、事務所佐賀県武雄市武雄町大字富岡8252―３銀座テナント２階　ふたば法律事務所
相続財産管理人　弁護士　福田　　孝
佐賀家庭裁判所鹿島出張所

平成２６年（家）第４０２６号
宮崎市宮田町２番23号
申立人　宮崎県信用保証協会
本籍宮崎県西都市大字鹿野田6188番地、最後の住所宮崎市月見ケ丘２丁目28番７号、死亡の場所宮崎県宮崎市、死亡年月日平成25年８月17日、出生の場所宮崎県西都市、出生年月日昭和11年２月10日、職業不詳
被相続人　亡　横山　奎剛
事務所宮崎市宮田町11―23　黒木ハイツ201
相続財産管理人　弁護士　町元　真也
宮崎家庭裁判所